

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を払うと、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料を年末調整や確定申告の際に申告すると、所得税や住民税の算出の際に、払った国民年金保険料の全額が「社会保険料控除」の対象になります。ただし、申告の際には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(または領収証書)の添付が必要です。

国民年金保険料の納付時期と控除証明書の発行時期

- ◆平成25年1月1日～9月30日に納付
→平成25年11月上旬に日本年金機構本部から送付(年内納付の見込額記載あり)
- ◆平成25年10月1日～12月31日に納付
→平成26年2月上旬に日本年金機構本部から送付

年末調整での保険料控除申告書

給与から控除された保険料以外にも支払った社会保険料がある場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」の「社会保険料控除」欄に、本年中に支払った保険料の金額等を記入します。申告する本人または生計を一にする親族が負担することになっている保険料も、申告する本人が支払ったものであれば控除の対象になります。なお、国民年金保険料についてのみ「保険料控除証明書」の添付が必要です。

社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたに課税されている人である人の後納	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金保険料				
厚生年金保険料				
健康保険料				
介護保険料				
合計(控除額)				

年金

国民年金保険料を払ったら税金が安くなる

国民年金保険料を払ったときは、年末調整や確定申告の際に保険料の申告を忘れずに、払った保険料を申告すると、税金が安くなります。



国民年金保険料の「後納制度」

後納制度は、平成24年10月から平成27年9月まで3年間限定で実施されている制度。国民年金保険料の納付期限は原則として2年だが、後納制度を利用すると、過去10年までさかのぼって、国民年金保険料を払える。後納制度を利用するためには、事前に年金事務所へ申し込みが必要。

後納制度を利用するメリット

高齢年金の年金額の増加

65歳支給開始の老齢基礎年金は公的年金の保険料を40年払うと満額になるので、過去10年以内に未納期間がある場合は、制度利用により年金額が増える。

高齢年金を受けるために必要な期間の確保

現在、老齢基礎年金を受けるためには25年の保険料納付済期間等が必要なので、制度利用により期間不足を補える。(消費税の引き上げ時期に合わせて、平成27年10月から「25年」を「10年」に短縮予定)

保険料全額を年末調整等で申告できる

友美 もう年末調整の時期ですね。
先生 国民年金保険料を払ったときは、保険料控除の申告時に証明書の添付が必要です。
友美 11月に日本年金機構から「国民年金保険料控除証明書」が届いていますが、この証明書のことでいいですか？
先生 その証明書を添付して申告すれば、税金が安くなりますよ。払った保険料は全額が控除されますし、ご主人が友美さんの分を払ったのなら、それをご主人が申告できます。

先生 いけませんね。
先生 友美さんの国民年金保険料をご主人が払ったのですか？
友美 ええ、4年前に夫が失業していた3カ月間に、夫も私も国民年金保険料を払っていなかったたので、「後納制度」を利用して2人分を払いました。
先生 そうすると、ご主人は2人分の保険料を申告できますね。後納制度で払った過去分の国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告での申告をお忘れなく。

Topics

控除証明書に関する問い合わせ先(日本年金機構)

年金手帳など基礎年金番号がわかるものを用意して、「控除証明書専用ダイヤル」へ。

控除証明書専用ダイヤル(ナビダイヤル)

0570-070-117

※050.070-5***または070-6***で始まるPHS電話からかける場合は03-6700-1130へ。

〈受付期間〉平成25年11月1日(金)～平成26年3月14日(金)

〈受付時間〉
●月曜日 8:30～19:00
●火～金曜日 8:30～17:15
●第2土曜日 9:30～16:00
※月曜が祝日の場合は、火曜の19:00まで。祝日、12月29日～1月3日は利用不可です。



横山玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/